

掛川市告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成25年4月10日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委託先

名 称 小笠山麓開発株式会社

所在地 掛川市掛川910番地の1

2 委託した使用料

掛川市駅周辺駐車場の使用料

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで